

まつもとほうじん

平成29年
(2017年) 8月号
第511号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



法人会マスコット
けんた

燕岳から槍ヶ岳を
目指す北アルプス
登山ルート「表銀
座コース」の出発
点は中房温泉なん
だよ。



3月から4月に見頃を迎える
「わさびの花」

- 主な記事 -

税務署定期人事異動.....	2 ~ 3 頁
皆さんこんにちは・金井文彦氏.....	4 頁
頑張ってます・星志美さん.....	4 頁
部会紹介シリーズ行ってきました！穂高部会 等...	5 頁
法律レポート.....	6 ~ 7 頁
青年部・女性部コーナー.....	7 頁
税務ポイント.....	8 頁
松本法人会 “やまびこ運動” ご協力をお願い、 松本山雅 F C 試合観戦チケットプレゼント...	9 頁
会員福利厚生制度 P R	10 頁
8月の予定、後期税務研修会のお知らせ等.....	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...	12 頁
夏期特別研修会(9月6日)のご案内.....	付録
青年部・女性部部員募集のお知らせ.....	付録
法人会加入メリットについて.....	付録
松本法人会 “やまびこ運動” ご協力をお願い... 付録 献血活動へのご協力をお願い.....	付録

雄大な北アル
プス、豊かな水
資源に育まれる
“わさび田”や田
園風景に代表され
るかけがえのない自然、

穂高神社や八面大王伝説ゆかりの地といった
歴史的スポット、様々な美術館や心安らぐ温
泉郷など、一年を通じて四季折々の風景や魅
力を楽しむことが出来る観光地として人気の
安曇野市穂高地区の企業で組織されているの
が松本法人会穂高部会です。

(沖健史編集委員)

第5回

行ってきました！
～穂高部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

税務署定期人事異動 (平成29年7月10日付)

税務署の人事異動が発令されました。松本署では署長、副署長（個担）ほか、各部門で動きがありました。法人会と関係が深い玉川副署長（法担）はご留任されましたが、法人 1 部門においては、1 年間お世話になった郡司統括官が転勤となり、新たに依田統括官が着任されました。また、3 年間にわたり研修会講師などで大変お世話になった高山上席調査官から、遠藤上席調査官に法人会担当が交代することとなりました。



さつか しげと
佐塚 重人

署長のご紹介

出身地 長野県

略 歴

平成20年 局 総務部 税務相談室 相談官
21年 局 調査査察部 調査第七部門 統括調査官
22年 市川署 副署長
24年 局 調査査察部 調査第六部門 統括調査官
25年 局 調査査察部 調査第三部門 統括調査官
26年 局 調査査察部 調査第五部門 統括調査官
27年 局 調査査察部 調査審理課 課長
29年 現職（7月から）

着任のご挨拶

松本税務署長 佐塚 重人

一般社団法人松本法人会の皆様には、常日頃から税務行政全般に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により松本税務署長を拝命いたしました佐塚でございます。

私は長野県の佐久出身で、松本税務署には昭和61年7月から3年間勤務して以来二度目となりますが、前任の清水同様よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては、健全な納税者団体として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るための活発な活動を展開されるとともに、献血活動や環境保全活動などの社会貢献活動に積極的に参画され、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ていると伺っております。

また、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」など租税啓発活動に取り組まれているほか、マイナンバー制度の定着に向けて周知・広報にご協力をいただいております。神澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様の熱意とご尽力に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私ども国税当局の使命は、「納税者の自発的な

納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、国民の皆様からの理解と信頼の下、善良な納税者には親切・丁寧なサービスの充実に努める一方で、国際的な租税回避や悪質な納税者には適正な調査・徴収を通じ厳正な態度で臨んでおります。

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、私どもといたしましては、行政の透明性を確保し、説明責任を適切に果たしつつ、法令に定められた手続きを遵守して「適正・公平な課税と徴収の実現を図る」という任務をしっかりと果たすことにより、信頼される税務行政を行うべく、力を尽くしてまいり所存でございます。

また、納税者サービスの向上に資するe-Taxの利用に関しましては、皆様のご協力のおかげで利用件数は着実に増加しておりますが、一層の普及拡大に積極的に取り組んでいきたいと考えており、皆様方には申告のみならず、ダイレクト納付、給与支払報告書の提出、法定調書の提出等に利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

更に、企業コンプライアンス向上のための取り組みである「自主点検チェックシート」の活用ですが、この取り組みは極めて有意義であることから、国税庁後援とさせていただいているところでございます。

私どもといたしましても、この取り組みの普及・拡大に向けて、今後とも皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

このような中、税制改正により、平成31年10月に消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率が実施されることとなりました。

私どもといたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告納税が出来るよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報・相談対応等に着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



離任のご挨拶

前署長 ^{しみず しゅんいち} 清水 俊一

この度、松本税務署長を最後に税務の職場を退職いたしました。松本税務署は、私にとりまして思い出深い初任地であり、再びこの地に務め退職を迎えたことは、誠に感慨深い思いがいたします。

在任中は、神澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様、事務局の皆様の厚情に触れ、大変充実した勤務をさせていただきました。心より御礼申し上げます。

一般社団法人松本法人会におかれましては、役員会の毎月開催をはじめ、活発な組織運営に取り組み、充実した研修会の開催のほか、青年部・女性部におかれましては多彩な例会の開催、部会におかれましては地域に密着した社会貢献活動をされるなど、全国屈指の事業活動を拝見し、たいへん感銘を受けました。また、昨年度から独自の施策として「法人会やまびこ運動」を展開され、見事に組織の拡充をなされたことも深く心に刻まれております。

昨今は、全国的に法人会加入率低下の傾向が見られるなど、会を取り巻く環境も決して易しいものではないと存じますが、私としましては、松本法人会が、これまでのようなバイタリティーや斬新な企画などによって、更なる飛躍を遂げられますことを願ってやみません。

結びに皆様には税務行政の良き理解者として今後も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、企業のご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。



退任のご挨拶

高山弘行上席国税調査官

7月9日付で定年退職と同時に、法人会担当を退任することとなりました。

3年間にわたり、法人会の役員はじめ会員、事務局の皆様には、たいへんお世話になりました。ありがとうございました。

研修会の講師を務めさせていただいたほか、役員会、委員会など各種の会議に出席させていただき、貴重な経験をさせていただきました。心から感謝申し上げます。

遠藤上席が私の後任となりますが、同様にお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人松本法人会のますますのご発展と、会員企業のご繁栄、皆様のご健勝を心から祈念申し上げます。

着任者略歴（敬称略）



^{たむら じゅん} 田村 淳 副署長（個担）

出身地 千葉県

平成24年 東京国税局 課税第一部 統括国税実査官
総括主査

26年 麹町税務署 個人課税

第四部門 統括調査官

27年 神奈川税務署 総務課 課長

28年 東京国税局 課税第一部 資料調査第三課 課長補佐

29年 現職（7月から）



^{ひとみ よしのり} 人見 好典 総務課長

出身地 栃木県

平成25年 大田原署 個人課税第一部門 統括調査官

26年 局 納税者支援調整官
納税者支援調整官

27年 局 納税者支援調整官（宇都宮派遣）納税者支援調整官

28年 真岡署 総務課 課長

29年 現職（7月から）



^{よだ ゆういちろう} 依田 勇一郎 法1統括国税調査官

出身地 長野県

平成25年 浦和署 法人課税第五部門 統括調査官

26年 秩父署 法人課税部門 統括調査官

27年 日立署 法人課税第一部門 統括調査官

28年 局 課税第二部 統括国税調査官（諸税担当）
総括主査

29年 現職（7月から）



^{えんどう としお} 遠藤 敏夫 法1上席国税調査官

出身地 長野県

平成21年 大町署 法人課税部門 上席調査官

28年 松本署 法人課税第一部門 上席調査官

29年 現職（7月から）

※転入・転出一覧表（関係分）は5頁に掲載しております。



皆さん
こんにちは♪

(株)理 学

松本市桐

代表取締役社長 金井 文彦 氏

『価値創造を信念に』

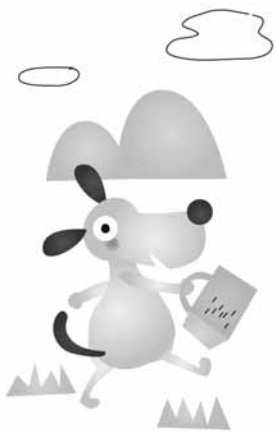
昨年 8 月に代表に就任した金井文彦氏。(株)理学は理化学・分析機器などの販売、土木計測のデータ

化、新素材開発の 3 つを柱に設立 46 年を迎えた。大学・公官庁・民間企業の研究者が求める装置や材料や情報などを探し、一緒に開発・研究できるとの喜びを感じるとのこと。

理学さんではこれまで商社的事業が中心であったが、新たに「導電性ポリマー」を中心に、新素材開発部を立ち上げ、商社から製造メーカーになろうと開発に力をいれている。その中で 2000 年にノーベル化学賞を受賞した白川英樹先生との出会いも生まれたそうだ。取材時に理学さんが開発したフィルムスピーカーの実演をしていただいたが厚さ 1mm にも満たないフィルムから音楽が聞こえてきてビックリ！指向性の高い音の出方をするので難聴の方にも聞こえる?!とか。新素材の魅力と様々な分野への実用の可能性に研究が進んでいるとのこと。

「価値創造」を信念に一貫して仕事に向かってきた。子供たちにモノづくりの面白さを教える活動も毎年実施している。科学技術の発展の裏側で、地道な研究や開発が関与していることに感動の時間でした。

(山口吉孝編集委員)



頑張ってます!!

『お客様の笑顔が
エネルギーです』

(有)オオホリ製菓
安曇野市穂高柏原

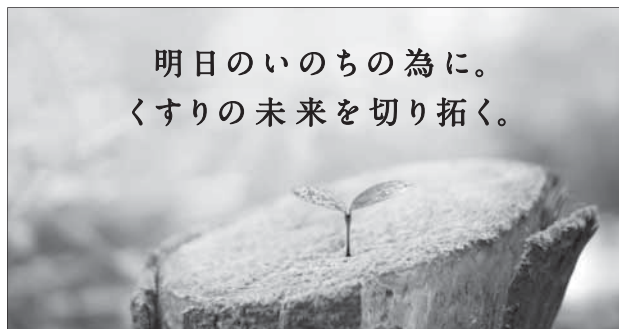
星 志美 さん

(有)オオホリ製菓は創業が大正 14 年の老舗で現在の店舗は平成 14 年に新築され、現在に至っております。和洋菓子を中心に、お客様のニーズに合わせたオリジナル商品まで販売しているお店です。特にロールケーキには独自性を発揮していて、お店の売れ行きでも No.1 商品となっています。

そんなユニークなお店で一生懸命働いている方が星さんです。新鮮な素材を手早く加工し、味の特徴を引き出す、といったなかなか難度の高い仕事に挑戦していますが、口にしたお客様の笑顔で報われる、そんな毎日を過ごされているそうです。仕事が OFF のときには趣味の読書でリフレッシュする星さんです。人の口に入るものを扱わせていただいているので常に細やかな気配りが大切であることを強調されておりました。毎日の心配りご苦労様です。

(沖健史編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野 19 番 48 号

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第5回

行ってきました! 穂高部会

～自然そして観光が育む街 穂高～

北アルプスを西に従え、広大な盆地を湛え、自然豊かなこの地。まさに日本有数の観光都市である安曇野穂高は清冽な水などが生み出す観光資源にも恵まれております。その中でも特筆すべきは「わさび」。その特産品を糧に生業（なりわい）を続けていらっしゃる方も数多くおります。その自然に育まれながら、多くの先人たちが文化・芸術活動などに勤しみ、そうした顕彰の場も多く存在しております。その地に松本法人会穂高部会の会員は日々活動しております。

山紫水明の土地に相応しく、それぞれの会員が真面目に誠心誠意、まさに清冽な水のごとく日々精進しております。この穂高部会には観光特産物をはじめ、宿泊業、工業面でも躍進する企業、それを取り巻く建設、サービス等様々な企業が存在しております。他方この地に住む人々も古くからの田園地帯が醸し出しているのか、情にあふれ、穏やかな気質の方が多いように感じます。こうした自然が育む生産物はすでに穂高地

区の宝だといって過言ではないでしょう。穂高が生み出す宝物を媒体として企業活動を行っている会員の皆さんはどこか誇り高く、独自性を大切にし、その反面すべてのものと共存していこうとする姿勢が顕著に表れております。自然がすべてを育む街は人々の暮らし方にまで大きく感化しています。これからはこの大いなる自然をいかに残し育みともに歩んでいけるかが、企業としての大きな課題となることは間違いないと思います。そんな安曇野穂高へ皆さん一度足を運んでみてください。（沖健吏編集委員）

穂高部会

該当エリア：安曇野市穂高地区

会員数：336社

部会長：高橋秀生氏（株まるたか）

部会長より：会員の皆様と一緒に頑張りますので宜しくお願い申し上げます。

税務署定期人事異動 転入・転出一覧表（関係分・平成29年 7 月10日付）

転 入（敬称略）

署 長	佐塚 重人	局 調査査察部 調査審理課 課長
副署長（個担）	田村 淳	東京局 課税第一部 資料調査第三課 課長補佐
総務課長	人見 好典	真岡署 総務課 課長
特別国税調査官（法人担当）	小林 敏彦	諏訪署 特別国税調査官（法人担当）
法人一統括官	依田勇一郎	局 課税第二部 統括国税調査官（諸税担当）総括主査
法人三統括官	平林 健司	松本署 法人五統括官
法人四統括官	宿野部英俊	松本署 法人三統括官
法人五統括官	西澤 圭	長野署 法人課税 連絡調整官
法人課税 連絡調整官	内山 公一	前橋署 法人課税 連絡調整官
法人一上席（法人会担当）	遠藤 敏夫	松本署 法人一上席

転 出（敬称略）

退 職	清水 俊一	署長
局 課税第一部 国税訟務官室 国税訟務官	忠平 典幸	副署長（個担）
長野署 特別国税調査官（所得担当）	輿 正浩	総務課長
長野署 法人一統括官	郡司 茂	法人一統括官
退 職	高山 弘行	法人一上席（法人会担当）

法律レポート

定額残業代をめぐる判例の動向と、
企業法務のとるべき対応

三浦法律事務所 弁護士 浅 川 清 実



1 残業代の支給方法について、基本給の中に残業代を含めて支給したり、定額の手当の中に残業代を含めて支給するという、定額残業代支払いという方法があります。定額残業代は、一定の時間までは残業をしてもしなくても支給額に差がないため、従業員が効率的に仕事をして残業をしなくなる効果が期待できるため、導入している企業も多いと思われます。ただ、定額残業代制度の規定の仕方によっては、かえって未払残業代が多くなってしまいう場合があります。

この点について、これまでも最高裁の判例がありましたが、本年 7 月 7 日に新たな最高裁判決が出ました。そこで、定額残業代に関するこれまでの最高裁の判断を紹介するとともに、新たな判例の影響、そして企業法務としてとるべき対応を検討します。

2 従前の最高裁判例でも、残業代を基本給や諸手当にあらかじめ含めることによって時間外労働に対する割増賃金を支払うこと自体は、労働基準法37条（時間外労働等に対する割増賃金の支払い義務）に直ちに違反するものではない、という判断がされてきました。

ただし、最高裁判例では、労基法37条の定める時間外労働に対する割増賃金が支払われているか否かを判断するためには、労働契約の内容として（すなわち、就業規則であらかじめ明示されるか、使用者と労働者の間で個別に合意がされている契約内容として）通常の労働時間の賃金にあたる部分と割増賃金にあたる部分とを明確に判別することが必要である、という判断がされてきました。

そして、基本給に残業代を含めて支給ということが就業規則に明示されておらず、労働者との間で明確な合意もなかった事例では、たとえ基本給が他の労働者より高く設定されていたとしても、基本給に含まれる割増賃金部分を明確に判別することはできず、基本給に含めて残業代が支払われたとはいえない、との判断がされてきました。

3 これに対して、本年 7 月 7 日の最高裁判決は、使用者と労働者との間で、「基本給や諸手当に残業代を含めて支給する」ことが明確に合意されている事

例について、そのような合意があっても、時間外労働の割増賃金部分の金額が明示されていない以上、残業代が支払われたことにはならない、という判断を示しました。

同判決は、理由として、労基法37条が時間外労働等について割増賃金の支払いを使用者に義務づけているのは、使用者に割増賃金を支払わせることによって時間外労働等を抑制して労働時間規制を遵守させるとともに、労働者への補償を行うためであるから、割増賃金部分の金額が明らかになっていなければならないという点をあげています。

判決の事案は、病院の勤務医で、基本給・諸手当を含めて月額120万円という高額な給与があり、医師として労働時間についての裁量があったと考えられるものでした（原審である東京高裁は、割増部分が判別できないからといって割増賃金が支払われていないとはいえない、という判断をしていました）。このように残業代が含まれていると考えてもおかしくないような給与体系でも、労働契約の内容として割増賃金部分が明示されていないければ、残業代が支払われたことにはならないということになります。

4 では、この最高裁判決は、金額が明示されていない場合の定額残業代の支払いにどう影響するのでしょうか。

まず、現時点で労働者から未払残業代の支払請求を受けていない場合、直ちに影響が出ることはないと思われ、当面は従前どおり定額残業代の支払いを継続することに問題はないと考えられます。

しかし、退職した従業員から会社に対する未払残業代（時効にかからない過去2年分）の支払請求で時間外労働の事実が認められた場合、会社側が定額残業代を支払っていたと認識していても、就業規則や個別合意で具体的な定額残業代の金額が定められていなければ、結局は残業代を支払ったことにはならず、高額の未払残業代の支払いを請求される可能性が高くなります。さらに、裁判で判決に至る場合（実際には判決に至る例は極めて少ないですが）、使用者が支払ったと認識していた定額残業代部分も割増賃金の基礎とされることがあり得ます。

5 このような事態を避けるためには、定額残業代部分の金額を就業規則や個別合意で明確にしておく必要があると考えられます。その際、金額だけでなく、何時間分の残業代にあたるかも明示しておくことが望ましく、当該時間を超えた時間外労働に対しては別途割増賃金を支払う規定を整備することにより、一定の残業代を支払っていることが明確になります。

たとえば、月額30万円の基本給のうち、5万円を25時間分の残業代として支給する、という規定や、月額25万円の基本給に対して、月額5万円の業務手当を25時間分の残業代として支給し、月25時間を超える残業に対しては通常の25%増しの時間外手当を支給する、という規定を設けることが考えられます。

6 ただし、これまで定額残業代部分があることを明確にしていなかった場合、あらためて定額残業代部分を明示することは、基本賃金の切り下げとして労働条件の不利益変更にあたる事が考えられます。

この場合、これまで不明確であった残業代を明確にし、一定時間以上の残業については残業手当を支給することを約束して、労働条件が向上することを労働者に十分に説明し、納得してもらうことが必要になります。

労働者の同意が得られない場合、将来的に未払残業代の請求があったとき、労働条件の不利益変更は無効とされる可能性もありますが、これから採用する労働者に対しては新たな労働条件が適用されます。定額残業代支払いを継続する場合は、いずれかの時点で金額と時間数を明示することが必要と考えられます。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

青年部コーナー

今年も元気にビールパーティー開催

7月26日(水) 松本バスターミナル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の親睦ビールパーティーを開催しました。(担当: 青年部第六委員会 渡邊徹委員長)



当日は青年部員や会員企業の皆様、その関係者の方々、合わせて115名にご参加いただきました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

塩尻市立吉田小学校で“租税教室”を開催

7月21日(金)、本年度初となる租税教室を塩尻市立吉田小学校で開催し、廣田伸一青年部長(株)パワーネット・フィールド)が講師役を担当し、クイズやアニメ



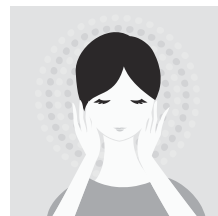
DVDを織り交ぜながら楽しく、6年生約110名に税について学んでもらいました。

女性部コーナー

8月例会ご案内

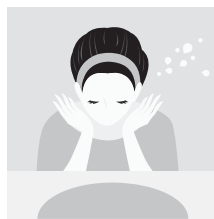
『～歳をかさねるほどに美しく～』

今回の例会では女性部らしく“美”をテーマに、エステティックの国際ライセンスを取得された先生をお迎えし「お肌のお手入れ



法「美容のこと」「アンチエイジングのこと」等をお話しいた

だきます。講演会終了後には昼食会も予定しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



○日時 8月9日(水)

講演 午前10:30～午後12:00

昼食 午後12:10～午後13:30頃

○会場 講演 大同生命松本ビル1階 第一会議室(松本市本庄1-3-10)

昼食 ホテルブエナビスタ1階「ラ・カフェテラサ」

○講師 坂下 由美さん〔有限会社シャンゼリゼ〕

○会費 1,500円(昼食会ご参加の方)

○申込 事務局まで(☎0263-35-8080)

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁰⁸〕贈与税関係

親子間の土地の無償使用の贈与税

Q： 親の土地に子供が家を建てたとき、親名義の建物に子供が増築したとき、親の借地に子供が家を建てたときの贈与税について教えてください。

A： 土地の貸し借りが行われる場合に、借り手は地主に対して地代を支払います。

権利金の支払いが一般的となっている地域においては、地代のほか権利金などの一時金を借地権設定の対価として支払うのが通例です。しかし、親の土地に子供が家を建てたときに地代や権利金を支払うことは通常ありません。

このように地代も権利金も支払うことなく土地を借りることを土地の使用貸借といいます。

親の土地を使用貸借して子供が家を建てた場合、子供が親から借地権相当額の贈与を受けたことになるのではないかという疑問が生じます。

しかし、使用貸借による土地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われていますので、この場合、子供が借地権相当額の贈与を受けたとして贈与税が課税されることはありません。

この使用貸借されている土地は、将来親から子供が相続する時に相続税の対象となります。相続税の計算のときのこの土地の価額は、他の人に賃貸している土地ではなく自分が使っている土地として評価されます。つまり、貸宅地としての評価額ではなく自用地としての評価額になります。

親名義の建物に子供が増築した場合、増築部分は建物の所有者（親）の所有物となります。

この場合、親が子供に対して対価を支払わないときには、親は子供から増築資金相当額の利益を受けたものとして贈与税が課税されることになります。

しかし、子供が支払った増築資金に相当する建物の持分を親から子供へ移転させて共有とすれば、贈与税は課税されません。

なお、この場合、親から子供への建物の持分の移転は、親から子供に対する譲渡となり、譲渡利益が生じるときは譲渡所得の課税対象になりますが、共

有とするための譲渡及び親子間の譲渡であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例（ ）は適用できません。

居住用財産を売ったときは、一定の要件（売り手と買い手が、親子や夫婦など特別な関係でないこと等）のもと、確定申告をすることにより、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例があります。

これを、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例といいます。

土地を借りる場合に、一般的に権利金などが授受される地域において、借地人から土地を又借りして家を建てるときには、又借りをする人は借地人に権利金や地代を支払うのが通例です。

しかし、親の借地に子供が家を建てたときに親に権利金や地代を支払うことは通常ありません。

このように、親の借地権を子供が権利金や地代を支払うことなく無償で使用した場合には、借地権の使用貸借となりますが、借地権の使用貸借による借地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われていますので、子供に贈与税が課税されることはありません。

この場合、「借地権の使用貸借に関する確認書」を使用貸借で借り受けている者の住所地の所轄税務署長にすみやかに提出してください。

この確認書は、借地権を使用する子供と借地人である親と地主の3人が、その借地権を使用貸借で又借りしていることを連名で確認するものです。

なお、借地権の貸借が使用貸借に当たらない場合には、実態に応じ借地権又は転借権の贈与として贈与税がかかる場合があります。

次に、この使用貸借されている借地権は、将来親から子供が相続するときに相続税の対象となります。相続税の計算のときのこの借地権の価額は、他の人に賃貸している借地権の評価額ではなく、自分で使っている借地権の評価額となります。

（相法9、所法33、措法31の3、35、措令20の3、措通31の3—11、35 - 5）

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力のお願い



今年も“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

今月号の広報誌に、「やまびこ運動ご協力のお願い」のチラシとともに、「当会加入のメリット」をまとめたチラシを同封しておりますので、当会のご案内をしていただく際にご利用いただければと存じます。皆様の

ご理解・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人 支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。

詳しくは事務局までお問い合わせ願います（☎ 0263-35-8080）

ご協力よろしくお願い申し上げます!!

2017シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2017シーズンも松本山雅FCへのサポート（パートナーカンパニー 10）を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先（住所・電話番号）
ご希望される試合（お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。）

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX（36-0839）で、8月21日（月）までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。）

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は9月2日[vs徳島ヴォルティス]～11月19日[vs京都サンガFC]までのチケットです。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
31	9月2日（土）	徳島ヴォルティス	18:00
33	9月16日（土）	ザスパクサツ群馬	14:00
34	9月24日（日）	レノファ山口FC	14:00
36	10月7日（土）	ロアッソ熊本	13:00
38	10月21日（土）	大分トリニータ	14:00
39	10月29日（日）	FC岐阜	14:00
42	11月19日（日）	京都サンガFC	16:00

【お問い合わせ】

法人会事務局（電話：0263-35-8080）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

暑中お見舞い
申し上げます

「消費税申告一声運動実施中」



法人会のビジネスガード
Business Guard

世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



プロパティガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

お問合せ先

AIU損害保険株式会社
URL: <http://www.aiu.co.jp>

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
(受付時間：午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができませんのであらかじめご了承ください。

T&D
T&D保険グループ

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ

企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



ポーター賞
2004年度賞

Dai-Itō

大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

新登場！

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険

病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です



※就労困難状態に該当している場合
※就労困難状態および商品の詳細は
「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0052-1707030 8月8日

8 月の予定

2 日広報委編集会議 3 日税制委グループ会議 8 日
法人会献血活動 9 日女性部 8 月例会 11～16 日事
務局夏期休業 24 日常任理事会、役員大会 29 日第 98
回税制勉強会 30 日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/7 月決算法人対象）
8 月 30 日（水）午後 2 時より 大同生命松本ビル 1 階 第一会議室

平成29年度 常任理事会・役員大会

日 時	8 月 24 日（木）14:00～18:30
会 場	松本東急 REI ホテル
常任理事会	14:00～14:50
役員大会	15:00～18:30
(1) 会議	15:00～16:00
(2) 税務講話	16:10～17:10
講師：松本税務署長 佐塚 重人 氏	
(3) 懇親会	17:20～18:30

第98回 税制勉強会

『消費税の軽減税率と
申告書の誤り易い事項』

98 回目となる今回の税制勉強会を次の内容にて
開催いたします。ぜひご参加ください。

日 時	8 月 29 日（火）14:00 開始
会 場	大同生命松本ビル 1 階第一会議室
内 容	「消費税の軽減税率と申告書の 誤り易い事項」
講 師	松本税務署 担当官
お申込	松本法人会事務局まで 電話 35 - 8080



平成29年度 後期部会税務研修会

『テーマ：中小企業優遇措置税制について』

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたします。

日程	部会等	会場	時間
9 月 4 日（月）	松本 A ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～16:00
7 日（木）	塩尻部会	市民交流センター（えんぱーく）4 階会議室 401	15:00～17:00
11 日（月）	筑北部会	筑北村商工会	15:00～17:00
12 日（火）	松本 B ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～16:00
13 日（水）	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～17:00
14 日（木）	松本 C ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～16:00
19 日（火）	堀金・三郷・梓川部会	安曇野市商工会 堀金支所	15:00～17:00
20 日（水）	松本 D ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～16:00
21 日（木）	朝日・山形部会	朝日村商工会	15:00～17:00
22 日（金）	川手部会	安曇野市商工会 明科支所	15:00～17:00
26 日（火）	松本 E ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～16:00
27 日（水）	穂高・豊科部会	安曇野市商工会 穂高支所	15:00～17:00

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷 4082-3 TEL 0263-97-3030 (代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

詳しくは今月号チラシをご覧ください

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ送付
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



『国宝松本城400年まつり 記念“愛”モニュメント』 (松本市美須々)



美須々の交差点の敷地内に、人が抱擁しているようにもダンスをしているようにも見えるモニュメントがあります。この作品は、平成5年に開催された「国宝松本城400年まつり」に展示されたもので、市民が結集したまつりの開催を記念して建立したようです。

(山口吉孝編集委員)

沖 健史)

(本号編集委員…)

山口吉孝、



会社と家の往復だけが、働いてお金を稼ぐことに価値を置いてきた時代が少しずつ変化し、人生をバランスよく充実して生きることが多くなってきた時代が少なくなりました。価値観の変化が求められる時代になってきました。ここからどんな社会に変化していくか?新しい時代に期待をしたいと思います。

有限会社中部商販 信陽堂

買います

書画・骨董品
現代絵画彫刻

承ります

●オークション出品代行●

現代絵画版画

一流オークション出品代行承ります。
(手数料10%)

有限会社中部商販 **信 陽 堂**
松本市大手2-5-2中村屋ビル 電話0263-34-5460

夏期特別研修会

～お金をかけずに地元客をガッチリつかむ～

地元密着型の集客・ 営業術セミナー

- 日時 9月6日(水)
午後2時 開始
(90分間)
- 会場 あがたの森文化会館
「2-8」教室
- 受講料 無 料



講師:上久保瑠美子氏
(株式会社ii代表)

お申込 法人会事務局まで【☎0263-35-8080】

川柳コーナー
9年ぶり
待ちに待ったぞ
甲子園
日本中
元気溢れる
夏祭り
ママ不在
娘もパパも
不安顔
新米

あしがき

アメリカの社会学者レイ・オルデンバーグが提唱した考え方、社会の変化と共に私たちのライフスタイルも変化し、家庭と職場以外に、一人の個としての人生の豊かさや充実感を満たし、より創造的な交流が生まれる場所として第三の場(サード・プレイス)の存在が必要になってきた、というものです。

例えば、サークル活動やボランティア活動、通い続けている学習の場、また行きつけの飲み屋やカフェなどもその位置づけでしょう。立場や役割を超えた一人のひととして対等な立場での交流や活動を求める人が増えている。そこには、家庭や仕事の場では得られない、独特な喜びがあるのだと思います。

会社と家の往復だけが、働いてお金を稼ぐことに価値を置いてきた時代が少しずつ変化し、人生をバランスよく充実して生きることが多くなってきた時代が少なくなりました。価値観の変化が求められる時代になってきました。ここからどんな社会に変化していくか?新しい時代に期待をしたいと思います。

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社